

(仮称) 盛岡市犯罪被害者等支援条例 骨子案

第1 条例制定の背景

1 関係団体の主な動向

(1) 国

- ・犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定しています。

- ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）

犯罪被害者等給付金（遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金）制度が設けられていますが、支給までに時間を要するなど課題もあります。

- ・第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）

地方公共団体に対し、条例の制定等に資する協力を行うほか、総合的窓口対応の充実や見舞金の支給（経済的な支援）を要請しています。

(2) 岩手県

- ・犯罪被害者等支援条例（令和6年岩手県条例第12号）

市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとしています。

(3) 盛岡市

- ・犯罪被害者等の支援に関する施策は実施しておらず、相談対応は、岩手県警察、いわて被害者支援センター等で行っていますが、市が行っている施策の中にも犯罪被害者等を支援できるものが様々あり、犯罪被害による突然の状況の変化に戸惑う方々を、これらの支援制度に結びつけることが、身近な行政機関として、住民の日常生活を支える様々な施策を展開している市に求められています。

2 課題と方向性

(1) 盛岡市の課題

- ・犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きを、迅速かつ適切に、利用しやすい形で実施するため、総合的に対応できる窓口の設置
- ・犯罪被害者等に対し経済的支援等の実施
- ・犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるため、市民への啓発活動、教育活動の支援の実施
- ・一過性ではなく長期的に犯罪被害者等に対する支援の実施
- ・国・岩手県と役割分担し、協働しての犯罪被害者等の重層的な支援体制の構築

(2) 盛岡市の犯罪被害者等の支援の方向性

- ・総合的に対応できる窓口の設置、経済的支援、居住の安定、二次被害・再被害の防止、市民への啓発活動、教育活動の支援など、犯罪被害者等の支援に特化した施策を実施します。
- ・これらの施策を、一過性ではなく長期的に実施することを目指し、条例を制定し、支援への取組を進めることとします。

第2 条例の目的と基本理念

1 目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とします。

2 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われるものとします。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われるものとします。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われるものとします。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより行われるものとします。

第3 用語の定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。
- (3) 市民 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいいます。
- (4) 事業者 市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいいます。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。
- (6) 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいいます。

- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいいます。

第4 市の責務、市民及び事業者の役割

1 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとします。

2 市民及び事業者の役割

- (1) 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること並びに二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続き等のための必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を行うよう努めるものとします。

第5 支援内容等

1 相談及び情報の提供等

- (1) 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。
- (2) 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

2 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとします。

3 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るよう努めるものとします。

4 市民及び事業者の理解の増進

市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害すること及び二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関と協力して、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとします。

5 教育活動の支援

市は、学校、家庭及び地域社会において行われる、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮への重要性等について理解を深めるための教育活動を

支援するものとします。

6 民間支援団体に対する支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。

第6 推進計画の策定

- 1 市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとします。
- 2 市長は、推進計画の策定、変更等に当たっては、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴くものとします。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとします。

第7 協議会の設置等

- 1 犯罪被害者等の支援の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置くこととします。
- 2 協議会の所掌事務は、次のとおりとします。
 - (1) 推進計画に関する意見に関すること。
 - (2) 犯罪被害者等の支援の推進に関する意見及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。
- 3 協議会は、委員8人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとします。
- 4 委員の任期は、2年とします。

第8 スケジュール案

- 1 令和6年12月 条例制定に関するパブリックコメント
- 2 令和7年3月 市議会定例会に条例案を提案